

別紙

営 第 6 1 3 号
平成 29 年 3 月 13 日

隠岐支庁県土整備局長 様
各 県 土 整 備 事 務 所 長

総 務 部 長
(営繕課)

営繕工事設計標準単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置等について

公共建築工事及び関連業務委託において、平成 29 年 3 月 13 日から適用する営繕工事設計標準単価（アスファルト舗装設計標準単価を含み、以下「新営繕単価」という。）を適用日より前の単価（以下「旧営繕単価」という。）から引き上げたこと、また、平成 29 年 3 月 1 日から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）を適用日より前の単価（以下「旧技術者単価」という。）から引き上げたことに伴い、下記のとおり特例措置等を定めたので、該当する工事等について適切な措置をお願いします。

また、これについて、別紙のとおり、県内の建設業及び建築設計の各団体の長あて通知していることを申し添えます。

記

1 工事の特例措置等について

(1) 特例措置について

平成 29 年 3 月 13 日以降に契約を締結する工事のうち、旧営繕単価を適用して予定価格を積算しているものについては、島根県公共工事請負契約約款第 55 条の規定により、新営繕単価に基づく請負代金額に変更する。

(2) インフレスライド条項の適用について

平成 29 年 3 月 12 日以前に契約を締結した工事のうち、残工期が基準日から 2 ヶ月以上あるものについて、島根県公共工事請負契約約款第 26 条第 6 項の規定を適用する。

2 業務委託の特例措置について

平成 29 年 3 月 1 日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、建築設計業務委託契約書第 49 条（条文 A）、第 48 条（条文 B）又は第 51 条（債務 A）の規定により、新技術者単価に基づく業務委託料に変更する。

3 特例措置等の具体的な取扱い

平成 26 年 3 月 5 日付け営第 1009 号「営繕工事設計標準単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について」の別添 1～3 の規定を準用（別添 2 の 1（2）及び 4（3）を除く。（注））すること。その際、別添 1 の「平成 26 年 2 月 10 日」は「平成 29 年 3 月 13 日」に、別添 3 の「平成 26 年 2 月 1 日」は「平成 29 年 3 月 1 日」に読み替えて準用すること。

また、インフレスライド条項の適用にあたっては、平成 26 年 3 月 5 日付け営第 1013 号「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」について」を準用すること。

（注）スライド額が減額となった場合は適用しない。